

ロケ撮影と道路交通法について (警察庁資料)

1. 道路とは？

「道路」とは、道路交通法第2条第1項第1号で、以下の①から③とされています。

①. 道路法第2条第1項に規定する道路

一般交通の用に供する道路で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいいます。

②. 道路運送法第2条第8項に規定する自動車道

専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道路で①以外のものをいいます。

③. 一般交通の用に供するその他の場所

①・②以外で不特定の人や車が自由に通行することができる場所をいいます（不特定人の自由な通行が認められている私道、空き地、広場、公開時間中の公園内の道路等）。

2. 道路における禁止行為

道路交通法第76条では、何人もいかなる場合にあって、交通の妨害となるような方法で物をみだりに道路に置いたり、道路上の人や車を損傷させるおそれのある物を投げるなどの行為（絶対的禁止行為）を行うことは禁止されています。

3. 道路使用許可制度の概要

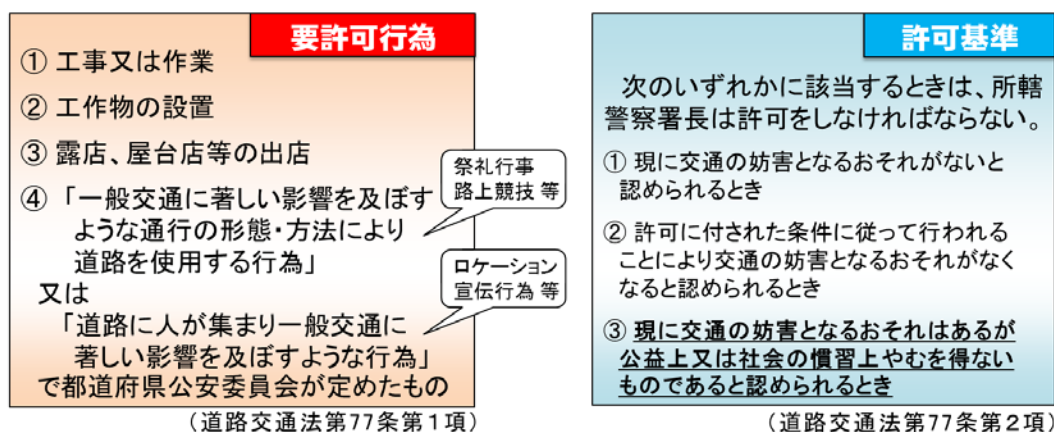
道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為（相対的禁止行為）を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。

道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署長は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、以下の①から③のいずれかに該当する場合は許可をしなければなりません。

①. 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき

②. 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき

③. 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき



4. 道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

地域活性化に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるロケーション、イベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を実施しています。

事前相談への対応

事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法等について、助言・情報提供等を実施

合意形成の円滑化への協力

道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携（協議会の活用）

許可の一括化

複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化

道路占用許可との一括受付

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付

5. 道路使用許可の申請手続

道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署長の許可（道路使用の許可行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長の許可）を受けなければなりません。

申請手続を円滑に進めるためのポイント

地域活性化に資するイベントやロケーション等については、その実施場所、実施時間、実施形態等によって、交通の妨害となる程度が千差万別である上、地域住民や道路利用者等の合意形成の状況も一様ではありませんので、円滑に道路使用許可手続を進めるため、十分な時間的余裕をもって事前相談をするようにしてください。

申請に必要な書類（道路交通法施行規則第10条）

1. 道路使用許可申請書（2通）
2. 道路使用許可申請書の添付書類
 - 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
 - 道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類

6. 関係する通達

- ① 「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について（通達）」（平成28年3月31日付け警察庁丁規発第33号）
- ② 「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について（通達）」（平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号）
- ③ 「劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項等について」（平成18年7月11日付け警察庁丁規発第50号、丁交指発第82号）

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第33号
 平成28年3月31日
 警察庁交通局交通規制課長

地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)
 地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号)、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成17年3月17日付け警察庁丁規発第23号)、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号)等に基づき、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところであるが(別添1参照)、この度、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定。別添2参照)において、道路使用許可制度が弾力的に運用されていること等を広く周知するとともに、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずることとされた。

同計画を踏まえ、下記のとおり、改めて、道路使用許可の基本的考え方について第一線の職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、適切な措置を講ずることによって国民の理解の確保に努めつつ、引き続き、前記通達等に基づき、道路使用許可を含めた交通管理を適切に行って、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

記

1 道路使用許可の基本的考え方

(1) 道路使用許可制度について

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第2項の規定に基づき、当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、当該行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき又は当該行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、許可をしなければならないこととされている。

(2) 道路使用許可制度の弾力的な運用について

道路においてイベント等を実施する場合、現に交通の妨害となるおそれがあることが多いことから、所轄警察署長は、交通の妨害の程度と公益性又は社会慣習上の必要性とを比較衡量して、道路使用許可の可否を判断することとなる。

その判断に当たっては、道路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に即して用いたい道路利用者のニーズがある上、特に、イベント等の中で、民間事業者等によって継続的かつ反復的に収益を伴う活動が行われる場合には様々な利害が対立することもあるため、イベント等の開催目的に加え、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況を踏まえ、当該イベント等が、交通の妨害の程度を上回る公益性を有することを確認する必要がある。

この点、かつて、交通量の増大に道路整備が追い付かず、交通渋滞が深刻な社会問題とされていた時代には、道路使用許可の可否を判断するに当たっての比較衡量において、交通の妨害の程度を厳格に解する運用が行われていたが、近年は、人口減少社会が到来し、交通量が減少した道路もある中、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであるという指摘もあり、今後とも道路使用許可制度の弾力的な運用を図っていくことが求められている。

(3) 事前相談への適切な対応と合意形成の円滑化について

地域活性化等に資する空間としての道路利活用の具体的な内容は、地域の創意工夫によって多種多様なものが想定され、その実施場所、実施時間、実施形態等により、交通の妨害となる程度も千差万別である上、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況も一様ではなく、道路使用許可の可否の判断は、所轄警察署長が、当該行為の内容、交通実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があるため、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましい。

事前相談に対しては、円滑な手続で安全にイベント等が実施されるためにはどうしたらよいかという観点から、イベント等の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことが重要である。

特に、交通の安全・円滑を確保するため、う回路の設定や交通総量の抑制を図る事前広報を始めとする交通管理上の諸対策を行う必要性、様々な利害関係を調整するため、地域住民、道路利用者等の合意形成を図る必要性等について、イベント等の実施主体が講ずべき措置として助言することとなるが、当該助言をもって、道路使用許可を受けることができないものと誤解され、これによりイベント等の実施が断念されるようなことがないよう、事前相談に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を心掛ける必要がある。

また、そうした誤解を払拭し、イベント等の実施に向けた具体的な取組を促進する上で、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等様々な関係者が参画する協議の場を設け、透明性を確保した上で多岐にわたる論点について協議することが極めて有用であり、合意形成の円滑化にも資するものと考えられる。その際、特に、合意形成の円滑化を図りつつ、地域活性化等に資する空間としての道路利活用に関する取組を促進する地方公共団体の役割を踏まえ、道路使用許可制度の運用に当たっても、地方公共団体と緊密な連携を図ることが重要である。

2 地域活性化等に資する道路利活用に向けて講ずべき措置

(1) 道路使用許可制度の弾力的な運用に係る周知

前記1の基本的考え方に基づき道路使用許可制度を弾力的に運用していること、道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成が上手くなされた事例、道路使用許可の申請における留意点や手続の流れ等について、各都道府県警察のウェブサイトへの資料の掲載、各警察署の窓口における資料の備付け等により、国民に広く周知するとともに、個別の道路使用許可に係る事前相談において、相談者に分かりやすく教示すること。

(2) 協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

道路使用許可に係る事前相談において、協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずること。

なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から各都道府県地方創生担当課、各都道府県市町村担当課に対して「道路の利活用促進に向けた都道府県警察との連携について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添3参照）が発出されているので、その趣旨も踏まえ、地方公共団体との連携に努めること。

(3) 道路空間の利活用に関する取組の促進

国土交通省から各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県担当部長、各指定市担当局長に対して「「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改訂版」について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添4参照）が発出されているので、道路空間の利活用に関する取組の促進に資するよう、前記(1)の周知と併せて、各都道府県警察のウェブサイトから各道路管理者のウェブサイトにリンクを結ぶなど、道路占用許可の申請における留意点や手続の流れ、道路占用許可基準の特例制度等に係る周知にも努めること。

※ 別添3・4省略

道路使用許可制度の概要

別添1

要許可行為

- ① 工事又は作業
- ② 工作物の設置
- ③ 露店、屋台店等の出店
- ④ 「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態・方法により道路を使用する行為」

又は
「道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為」
で都道府県公安委員会が定めたもの

(道路交通法第77条第1項)

祭礼行事
路上競技等

ロケーション
宣伝行為等

許可基準

次のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は許可をしなければならない。

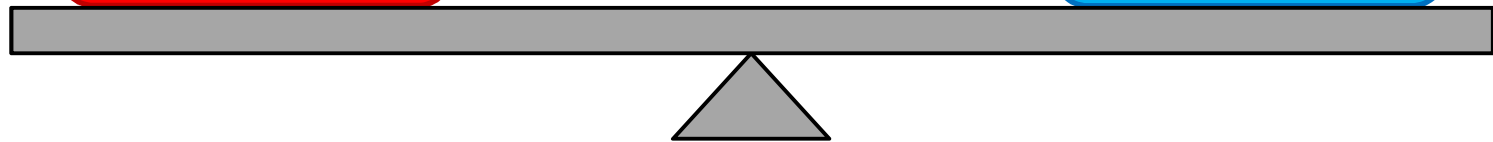
- ① 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- ② 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- ③ 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

(道路交通法第77条第2項)

交通の妨害の
程度

比較衡量

公益性又は
社会慣習上の
必要性



道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配意した運用を実施

事前相談への対応

事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法等について、助言・情報提供等を実施

合意形成の円滑化への協力

道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携（協議会の活用）

許可の一括化

複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化

道路占用許可との一括受付

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付

※ 上記内容については、警察庁から都道府県警察に対し、次の通達を発出

- イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月18日）
- 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年3月17日）
- イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について（平成23年7月4日）

イベント等の安全・円滑な実施に向けた警察の取組

事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進

交通規制

車両の通行止め、う回路の設定、信号制御の調整等により、イベント等の安全性と会場及びその周辺の交通の安全・円滑を確保

交通情報提供

交通規制情報等の交通情報の提供により、地域住民、道路利用者等の混乱を防止するとともに、交通総量を抑制

交通整理・誘導

会場及びその周辺に配置した警察官の交通整理・誘導により、イベント等の実施主体の自主警備と連携して事故等を防止

交通指導取締り

交通違反に対する警察官の交通指導取締りにより、交通規制の実効性を担保

規制改革実施計画（抄）

〔平成27年6月30日〕
閣議決定

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

②地域における道路の多面的機能の発揮				
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
10	道路の利活用促進① (道路空間の利活用に関する取組の促進)	街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手の続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。	平成27年度措置	国土交通省 警察庁
11	道路の利活用促進② (道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知)	地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。その際、合意形成が上手くなされた事例について紹介しつつ、道路使用許可・道路占用許可の申請における留意点や手の続の流れを広く周知する。	平成27年度措置	警察庁 国土交通省
12	道路の利活用促進③ (協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置)	道路使用については、その行為を行う場所を管轄する警察署長が、個別具体の交通実態等に応じて、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を踏まえつつ許可を行うとともに、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することとなっているが、警察と地域のコミュニケーションを図るべきとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、道路使用許可申請者に協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。 また、地域活性化に資する空間として道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割も含めて検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成27年度検討・結論・措置	警察庁 内閣官房

②

原議保存期間5年
(平成29年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁規発第102号
平成23年7月4日
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(通達)

イベント等に伴う道路使用許可については、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定。別添参照)を受け、「イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年4月28日付け警察庁丁規発第75号)を発出し、既に発出済みの関連通達の周知を図ったところであるが、道路使用許可申請者の要望等も踏まえ、下記のとおり、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図ることとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 事前相談又は申請時における留意事項

(1) 事前相談についての更なる周知

イベント等の開催については、道路交通への影響が大きい場合が多いことから、円滑に道路使用許可手続を進行させるためには、一般に、所轄警察署(高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。)に対し、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

しかしながら、近時、十分な事前相談がなされていないイベント等について道路使用許可の申請がなされる例も見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに、イベント等については事前相談を行うべきであることを記載するなどの方法により、事前相談について更なる周知を図ること。

(2) 一体として運営されている露店等に係る許可の一括化

複数の露店等が同一の機会(場所・時間)に出店されている場合において、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは、それぞれの露店等について道路使用

許可の申請を求めるのではなく、全体として一つの行為として取り扱うことが可能であることから、申請者の要望に応じ、許可を一括化して申請者の負担軽減を図ること。

なお、一つの行為として取り扱うかどうかの判断に当たっては、行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して、全体として一つのイベント等と評価し得るかどうかに留意すること。

(3) 道路占用許可との一括受付制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）で示したとおり、両許可に係る申請を一括して受け付けることができる場所であるが、依然として一括受付制度の利用実績が高いとはいえず、また、利用実績がない都道府県もあるなど運用状況にむらが見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに一括受付制度についても記載するなどの方法により、一括受付制度について更なる周知を図ること。

なお、一括受付制度について、道路管理者との必要な調整を終えていない都道府県警察にあっては、速やかに調整を図ること。

(4) 地域住民等の合意形成の方法に関する助言

地域住民、道路利用者、関係事業者等による合意形成に当たり協議会を活用する場合、案件によっては、当該協議会における合意に加えて、当該協議会の構成員の同意書等を求めることがある。

このような手順においては、協議会の場において同意書を徴すること等により事務の煩瑣を避けることができることから、事前相談に対する情報提供に当たっては、こうした手法についても必要な助言を行うこと。

2 道路使用許可の判断に当たっての留意事項

(1) 新規のイベント等に対する適切な判断

これまで開催実績のない新規のイベント等については、その事前相談又は審査において、警察が過度に否定的な姿勢を示しているとの指摘がある。

新規のイベント等の開催について、その全容を把握するため警察が具体的な説明を求めることは当然であるが、新規のイベント等の開催について一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと。

なお、新規のイベント等に対しては、必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図るとともに、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を行うように努めること。

(2) 開催実績に対する適切な評価

継続して開催されるイベント等については、その開催実績について警察が正当に評価していないとの指摘がある。

開催実績があるイベント等については、過去のイベント等における問題点の解消等を図るとともに、道路交通への影響等に変化がないことを確認することは当然であるが、過去のイベント等が大きな問題は生ずることなく開催されていた場合には、当該開催実績も考慮して当該イベント等に係る道路使用許可について判断すること。

3 一般的な留意事項

(1) 丁寧な説明

イベント等の実施に当たり道路使用許可を申請する者は、道路工事の場合等とは異なり、道路使用許可を受ける機会が少ないものである場合も多いことから、イベント等に係る道路使用許可の申請者に対しては、道路使用許可の手續、警察の判断、道路使用許可に付された条件等について、その理由等も含めて、丁寧な説明に努めること。

(2) 警察署の担当者に対する指導及び教養の徹底

道路使用許可は警察署で取り扱われる手續であることから、本通達の内容を含め、道路使用許可の取扱いに関する留意事項については、申請者に現実に接することとなる警察署の担当者に対し、定期的に指導及び教養を行うこと。

原議保存期間 10年
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第50号、丁交指発第82号
平成18年7月11日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項等について

映画又はテレビ番組の制作に伴うロケーション(以下単に「ロケーション」という。)の道路使用許可については、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号)等に基づき取り扱ってきたところであるが、最近、劇用車(道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって劇中において使用するためのものをいう。以下同じ。)の使用に関して道路運送車両法違反(詐偽による臨時運行の許可の不正取得等)として検挙される事案が発生したことから、警察庁交通局と国土交通省自動車交通局との間でロケーションでの劇用車の使用に係る関係法令上の取扱いに関して協議がなされ、その結果、劇用車の道路運送車両関係法令上の取扱いについては、別添のとおり自動車交通局管理課長及び技術企画課長から各地方運輸局自動車技術安全部長等へ通知されたところである。

この度の国土交通省自動車交通局の劇用車に係る上記通知を踏まえ、今後は、劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに当たっては、下記の点に留意されたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省自動車交通局と調整済みである。

記

1 劇用車に係る道路運送車両関係法令上の取扱い

(1) ロケーションの現場までの取扱い

ア 臨時運行の許可関係

道路運送車両法第34条に規定される臨時運行の許可については、同法第35条にその許可基準が定められており、自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限定されているが、この度、国土交通省自動車交通局において、車両リース会社等からロケーションの現場までの間の劇用車の回送について、当該ロケーションに係る道路使

用許可を受けていること（臨時運行の許可申請窓口への道路使用許可証の提示）を前提として、臨時運行の許可の対象とされた。

イ 道路運送車両の保安基準関係

道路運送車両の保安基準に適合しない車両については、運行の用に供してはならないこととされている（当然、臨時運行許可の対象外とされる。）。ここで、灯火等については、道路運送車両の保安基準第42条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第218条により、緊急自動車以外は赤色回転灯等を装着してはならないこととされていることから、赤色回転灯等を装着した劇用車については、これを取り外さない限り、運行の用に供してはならない。

(2) ロケーションの現場における取扱い

一般交通の用に供されていない場所における自動車の使用については、道路運送車両法における「運行」に該当しない旨の国土交通省の見解が出されたところであるが、当該ロケーションの現場が、道路使用許可及び警察署長等による交通規制により一般交通と遮断された場合には、一般交通の用に供されていない場所に該当することから、こうしたロケーション現場においては、臨時運行の許可等も不要であり、赤色回転灯等を装着した劇用車を運行の用に供しても差し支えない。

2 劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項

ロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに関する基本的事項については変更はないが、一般論として、劇用車を使用するロケーションについては、交通の安全と円滑の観点から警察署長等による交通規制を要するなど一般交通への影響の度合いが大きいと考えられることから、道路使用許可の取扱いに当たっては、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 道路上でロケーションを行おうとする目的

ロケーションは民間事業者等による収益を伴う経済活動であることから、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第23号）に示したとおり、その目的について地域の活性化や都市における賑わいの創出等に資するものであると認められるか否か等社会的意義の有無に留意すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成状況

ロケーションのために道路を使用することについて、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号）の記3(2)の措置を講じた上、合意形成状況について慎重に見定めるよう配慮すること。

なお、劇用車を使用したロケーションにあつては、カーレースに類似し

た危険を伴う場合も想定されることから、このような場合には、地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いについて、特に慎重に見定めるとともに、沿道住民、道路利用者等の安全確保の観点から、必要に応じて「カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年3月18日付け警察庁丁規発第20号）の記4の事項にも留意すること。

国自管第40号
国自技第75号
平成18年7月11日

各運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部

管理課長

技術企画課長

劇用車の運行に係る道路運送車両法上の取扱いについて

最近、劇用車（道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって、劇中において使用するためのものをいう。以下同じ）の使用について、道路運送車両法違反（臨時運行許可不正取得）として警察当局に検挙される事案が発生したことに鑑み、警察庁交通局と自動車交通局との間でロケーションでの劇用車の使用に係る関係法令の取扱いについて協議を行った結果、劇用車の道路運送車両法上の取扱いは下記によることとしたので、管下運輸支局等、市、特別区及び道路運送車両法施行令第4条により指定された町村へ周知するとともに、事務処理上遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の内容は警察庁交通局と調整済みであるとともに、警察庁交通局交通規制課長及び交通指導課長から警視庁交通部長及び各道府県警察本部長あて、別添の通知が発出されているので念のため申し添える。

記

1. 劇用車に対する臨時運行の許可について

劇用車を使用するロケーション現場が、道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用許可を受けている場合、当該劇用車を使用した撮影及びロケーション現場まで回送するために必要な限度において、道路運送車両法第35条第1項の「その他特に必要がある場合」として臨時運行を許可して差し支えない。

この許可に際しては、申請書に「撮影及びそのための回送」と記載させるとともに、

道路使用許可証の写しの添付を求めることとされたい。

なお、本許可は道路運送車両の保安基準に適合しない劇用車に対して運行を許可するものではなく、自動車の使用者は保安基準に適合させた状態で運行する義務を有していることに留意されたい。

2. ロケーション現場における劇用車の道路運送車両法上の取扱いについて

当該道路使用許可を受けているロケーション現場である道路が、警察署長等の交通規制により一般交通が遮断されている場合、道路運送車両法における一般交通の用に供される場所ではないと解されることから、当該道路における劇用車の使用については、同法における「運行」には該当しない。